

果実等生産出荷安定対策事業業務方法書の改正について

<改正理由及び内容>

国の実施要綱・要領が統合・改正されたことに伴い、関係条文及び別表を改める。

- ・果樹苗木の安定生産に向け、新たな苗木生産体制の構築、苗木生産に必要なほ場の設置等に要する経費を支援する優良苗木生産推進事業の新規追加：（第77条～第81条）
- ・生産者が来歴（入手方法、品目・品種等）の確認できる苗木を使用して育成した大苗による改植の追加：（別表2の1の(1)のア）
- ・省力生産や早期成園化が期待できる新たな省力樹形による改植に対する定率補助（事業費の1/2）の追加：（別表2の1の(1)のア）

新
第1条～第2条（略）
（業 務）
第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、 <u>持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙2果樹農業好循環形成総合対策事業（以下「要綱」という。）</u> に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
（1）果実需給安定対策の推進
（2）果実計画生産確認事業並びにそれに必要な交付準備金の造成
（3）緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果樹生産向上モデル確立推進事業、 <u>優良苗木生産推進事業</u> 、 <u>果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業</u> の実施並びにこれらの事業に対する補助
（4）知事が必要と認める業務の実施
（5）本条に定める業務に附帯する業務
2～3（略）
第4条～第13条（略）
（補給金等の不交付及び返還）
第14条 本会は、補給金等を交付された者が、故意又は重大な過失により、国の法令、要綱、中央協会の業務方法書及びこの業務方法書の定めるところに違反した場合には、補給金等の全部又は一部を交付しないものとする。この場合において、既に交付した補給金等があるときは、当該補給金等を返還させることができる。
第15条～第23条（略）
（事業の実施に対する補助）
第24条 本会は、第3条第1項第3号の緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果樹生産向上モデル確立推進事業、 <u>優良苗木生産推進事業</u> 、 <u>果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業</u> を実施する者に対して補助する。

旧
第1条～第2条（略）
（業 務）
第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、 <u>果樹農業好循環形成総合対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）</u> 及び <u>果樹農業好循環形成総合対策実施要領（平成13年4月11日付け12生産第2775号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）</u> に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
（1）果実需給安定対策の推進
（2）果実計画生産確認事業並びにそれに必要な交付準備金の造成
（3）緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果樹生産向上モデル確立推進事業、 <u>果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸出支援強化事業</u> の実施並びにこれらの事業に対する補助
（4）知事が必要と認める業務の実施
（5）本条に定める業務に附帯する業務
2～3（略）
第4条～第13条（略）
（補給金等の不交付及び返還）
第14条 本会は、補給金等を交付された者が、故意又は重大な過失により、国の法令、要綱、 <u>要領</u> 、中央協会の業務方法書及びこの業務方法書の定めるところに違反した場合には、補給金等の全部又は一部を交付しないものとする。この場合において、既に交付した補給金等があるときは、当該補給金等を返還させることができる。
第15条～第23条（略）
（事業の実施に対する補助）
第24条 本会は、第3条第1項第3号の緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果樹生産向上モデル確立推進事業、 <u>果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸出支援強化業事業</u> を実施する者に対して補助する。

新

第25条～第27条 (略)

(補助金交付の際に附する条件)

第28条 本会は、事業実施者に対して補助金を交付する場合には、次の条件を附する。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）、要綱、中央協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと。
- (2) 前各号に定めるもののほか、本会が別に定める補助金の交付の目的を達成するため、特に必要と認める条件。

第29条～第30条 (略)

(補助対象となる経費及び補助率)

第31条 各事業の補助対象となる経費及び補助率は、別表2から10に定めるところによる。

第2節 果樹経営支援対策事業
(事業の内容等)

第32条 果樹経営支援対策事業は(以下第2節において「本事業」という。)、競争力の高い産地を育成するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画（要綱第2の5の(2)のエの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。）に基づき、支援対象者（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援対象者をいう。以下同じ。）が行う支援の対象となる取組（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組をいう。以下同じ。）支援の対象となる取組に要する経費を補助する事業とする。

- 2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(支援対象となる担い手)

第33条 要綱Ⅱの第1の3の(1)の表(1)の支援対象者の欄の①の「産地計画において担い手と定められた者」は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、果樹園経営計画認定者(果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。)その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者であるとして、産地計画において担い手と定められた者をいうものとする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第34条 要綱Ⅱの第1の3の(1)の表(1)の支援対象者の欄の④の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して8年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実な農地にかかる取組を行うと中央協会が認める者をいうものとする。

- 2 要綱Ⅱの第1の3の(1)の表(2)の支援対象者の欄の③の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

旧

第25条～第27条 (略)

(補助金交付の際に附する条件)

第28条 本会は、事業実施者に対して補助金を交付する場合には、次の条件を附する。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）、要綱、要領、中央協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと。
- (2) 前各号に定めるもののほか、本会が別に定める補助金の交付の目的を達成するため、特に必要と認める条件。

第29条～第30条 (略)

(補助対象となる経費及び補助率)

第31条 各事業の補助対象となる経費及び補助率は、別表2から9に定めるところによる。

第2節 果樹経営支援対策事業
(事業の内容等)

第32条 果樹経営支援対策事業は(以下第2節において「本事業」という。)、競争力の高い産地を育成するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画（要領第2の1の(1)のアの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。）に基づき、支援対象者（要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者をいう。以下同じ。）が行う支援の対象となる取組（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組をいう。以下同じ。）支援の対象となる取組に要する経費を補助する事業とする。

- 2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(支援対象となる担い手)

第33条 要領第2の1の(1)のイの表(1)の支援対象者の欄の①の「産地計画において担い手と定められた者」は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、果樹園経営計画認定者(果樹農業振興特別措置法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。)その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者であるとして、産地計画において担い手と定められた者をいうものとする。

(中央協会が特認する支援対象者)

第34条 要領第2の1の(1)のイの表(1)の④の支援対象者の欄の「要綱第3の1の事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して8年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実な農地にかかる取組を行うと中央協会が認める者をいうものとする。

- 2 要領第2の1の(1)のイの表(2)の支援対象者の欄の③の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

新

(整備事業)

第35条 整備事業（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(1)の取組をいう。以下同じ。）の支援の対象となる取組は次のとおりとする。

(1) 優良品目・品種への転換（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(1)のイの改植又は高接の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 優良品目・品種への転換の改植とは、果樹の樹体を根元から切断(以下「伐採」という。)し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良な品目又は品種(要綱Ⅱの第1の3の(1)又は今後、産地計画に生産を振興すると明記されることが確実な品目又は品種をいう。以下同じ。)の果樹を植栽することをいう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良な品目又は品種の果樹を植栽する場合(以下「移動改植」という。)、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実にを行うことを前提に当該樹体の近傍に優良な品目又は品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合(以下「補植改植」という。)及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽も改植とみなす。

イ～オ (略)

(2) 小規模園地整備（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(1)のイの取組の園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア～ウ (略)

(3) 廃園（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(1)のウの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア～イ (略)

(4) 用水・かん水施設の整備（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(1)のエの取組をいう。以下同じ。）は、果実の品質向上等を目的として用水・かん水施設を整備するものとする。

(5) 中央協会特認事業（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(1)のオの規定により中央協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。）は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア～エ (略)

(推進事業)

第36条 推進事業（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は次のとおりとする。

(1) 労働力調整システムの構築（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のイの取組をいう。以下同じ。）は、臨時雇用のあつせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。

(2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のイの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア～ウ (略)

(3) 大苗育苗ほの設置（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のウの取組をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

ア～ウ (略)

(4) 新技術等の導入・普及支援（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のエの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする

ア～イ (略)

旧

(整備事業)

第35条 整備事業（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)の取組をいう。以下同じ。）の支援の対象となる取組は次のとおりとする。

(1) 優良品目・品種への転換（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のイの改植又は高接の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 優良品目・品種への転換の改植とは、果樹の樹体を根元から切断(以下「伐採」という。)し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良な品目又は品種(要領第2の1の(1)のイ又は今後、産地計画に生産を振興すると明記されることが確実な品目又は品種をいう。以下同じ。)の果樹を植栽することをいう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良な品目又は品種の果樹を植栽する場合(以下「移動改植」という。)、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実にを行うことを前提に当該樹体の近傍に優良な品目又は品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合(以下「補植改植」という。)及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽も改植(第3節を除く。)とみなす。

イ～オ (略)

(2) 小規模園地整備（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のイの取組の園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア～ウ (略)

(3) 廃園（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のウの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア～イ (略)

(4) 用水・かん水施設の整備（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のエの取組をいう。以下同じ。）は、果実の品質向上等を目的として用水・かん水施設を整備するものとする。

(5) 中央協会特認事業（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のオの規定により中央協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。）は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア～エ (略)

(推進事業)

第36条 推進事業（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は次のとおりとする。

(1) 労働力調整システムの構築（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のイの取組をいう。以下同じ。）は、臨時雇用のあつせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。

(2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のイの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア～ウ (略)

(3) 大苗育苗ほの設置（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のウの取組をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

ア～ウ (略)

(4) 新技術等の導入・普及支援（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のエの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする

ア～イ (略)

新

- (5) 販路開拓の推進強化（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のオの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
ア～ウ（略）
- (6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のカの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
ア～イ（略）
- (7) 「産地キャリアプラン」の策定・推進（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のキの取組をいう。以下同じ。）は、国が示す「果樹経営キャリアプラン」に即して、市町村等が産地の実情を踏まえた「産地経営キャリアプラン」の策定、同プランのホームページ等による情報発信、プラン達成に必要な新規就農者を対象とした研修園の設置等を行うものとする。

第37条（略）

（推進指導体制等）

- 第38条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。
- (1) 要綱Ⅱの第1の5の(2)の都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、協会は都道府県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
 - (2) 要綱Ⅱの第1の5の(3)の産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
 - (3)（略）
 - (4) 要綱Ⅱの第1の9により支援対象者から点検シートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。
なお、支援対象者が(5)のチェックシートを提出する場合は、当該点検シートの提出を不要とすることができる。
 - (5) 要綱Ⅱの第1の10により支援対象者からチェックシートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合には、産地協議会がチェックシートの提出を受けるものとする。
 - (6)（略）

第39条（略）

（整備事業実施の要件）

- 第40条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
- (1) 要綱Ⅱの第1の4の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしていること。ただし、中央協会実施細則に定める場合にあつては(2)に掲げる要件については、この限りではない。
 - (2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（廃園の取組を除く）。
ア～イ（略）
ウ 整備事業の実施後1年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援対象者の欄の「事業実施主体」として中央協会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。）が改植を実施する場合にあつては実施後2年以内に担い手に集積されることが確実な園地であること。
- (3)～(4)（略）

旧

- (5) 販路開拓の推進強化（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のオの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
ア～ウ（略）
- (6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のカの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
ア～イ（略）
- (7) 「産地キャリアプラン」の策定・推進（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のキの取組をいう。以下同じ。）は、国が示す「果樹経営キャリアプラン」に即して、市町村等が産地の実情を踏まえた「産地経営キャリアプラン」の策定、同プランのホームページ等による情報発信、プラン達成に必要な新規就農者を対象とした研修園の設置等を行うものとする。

第37条（略）

（推進指導体制等）

- 第38条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。
- (1) 要綱第3の1の(6)のイの都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、協会は都道府県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
 - (2) 要綱第3の1の(6)のウの産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
 - (3)（略）
 - (4) 要領第2の1の(4)により支援対象者から点検シートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。
なお、支援対象者が(5)のチェックシートを提出する場合は、当該点検シートの提出を不要とすることができる。
 - (5) 要領第2の1の(5)により支援対象者からチェックシートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合には、産地協議会がチェックシートの提出を受けるものとする。
 - (6)（略）

第39条（略）

（整備事業実施の要件）

- 第40条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
- (1) 要領第2の1の(2)のア及びイに掲げる要件を満たしていること。ただし、中央協会実施細則に定める場合にあつてはイに掲げる要件については、この限りではない。
 - (2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（廃園の取組を除く）。
ア～イ（略）
ウ 整備事業の実施後1年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体（要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者の欄の「事業実施主体」として中央協会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。）が改植を実施する場合にあつては実施後2年以内に担い手に集積されることが確実な園地であること。
- (3)～(4)（略）

新

(5) 新植を実施する場合にあっては、新植しようとする品種が種苗法に基づく品種登録から概ね10年以内の品種又は産地での栽培実績が概ね10年以内の品種（実施細則に定める優良系統を含む。）であって、産地計画に新植の対象品種として記載されていること。ただし、実施細則に定める場合にあつては、この限りではない。

削 除

削 除

(6)～(9) (略)

(推進事業実施の要件)

第41条 推進事業を実施する場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業を実施する地域が要綱Ⅱの第1の4の(1)に掲げる要件を満たしていること。
- (2) この事業の支援を受けようとする者が要綱Ⅱの第1の4の(3)に掲げる要件を満たしていること。ただし、中央協会が実施細則に定める場合にあつては、この限りではない。
- (3) 事業の推進に必要な関係機関との協力体制が構築されていること。

2 要綱Ⅱの第1の4の(4)の要件において、推進事業を実施する市町村の区域又は生産出荷団体若しくは中央協会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹収穫共済又は収入保険の加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること。

(整備事業の実施計画の手続き)

第42条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 整備事業を実施する支援対象者(以下「整備事業支援対象者」という。)は、要綱Ⅱの第1の6により整備事業に係る果樹経営支援対策整備事業整備実施計画(以下「整備事業実施計画」という。)を作成し、参考様式1号により生産出荷団体に提出するものとする。
- (2)～(10) (略)

(推進事業の実施計画の手続き)

第43条 推進事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 推進事業の支援対象者(以下「推進事業支援対象者」という。)は、要綱Ⅱの第1の6により推進事業に係る果樹経営支援対策推進実施計画(以下「推進事業実施計画」という。)を参考様式4号により作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2)～(6) (略)

第44条～第45条 (略)

(補助金の交付の申請)

第46条 要綱Ⅱの第1の7の(1)の*ア*及び*イ*の補助金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

(1)～(5) (略)

旧

(5) 新植を実施する場合にあっては、次の全ての要件をみたしていること。ただし、実施細則に定める場合にあつては、この限りではない。

ア 種苗法に基づく品種登録からおおむね10年以内の品種又は産地での栽培実績がおおむね10年以内の品種（実施細則に定める優良系統を含む。）であって、産地計画に新植の対象品種として記載されていること。

イ 新植を実施することにより当該産地における当該品目の事業実施年度の前年度の栽培面積を上回らないこと。

(6)～(9) (略)

(推進事業実施の要件)

第41条 推進事業を実施する場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業を実施する地域が要領第2の1の(2)の*ア*に掲げる要件を満たしていること。
- (2) この事業の支援を受けようとする者が要領第2の1の(2)の*ウ*に掲げる要件を満たしていること。ただし、中央協会が実施細則に定める場合にあつては、この限りではない。
- (3) 事業の推進に必要な関係機関との協力体制が構築されていること。

2 要領第2の1の(2)の*エ*の要件において、推進事業を実施する市町村の区域又は生産出荷団体若しくは中央協会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹収穫共済の加入率が、当該推進事業を実施する者の主たる事務所が所在する都道府県の加入率以上でない場合にあっては、果樹収穫共済の加入率向上を目標として加入推進体制が整備され、加入推進を図るための活動計画や加入目標について関係者の合意形成を行う等により加入率向上のための取組が行われているものとする。

(整備事業の実施計画の手続き)

第42条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 整備事業を実施する支援対象者(以下「整備事業支援対象者」という。)は、要綱第3の1の(7)により整備事業に係る果樹経営支援対策整備事業整備実施計画(以下「整備事業実施計画」という。)を作成し、参考様式1号により生産出荷団体に提出するものとする。
- (2)～(10) (略)

(推進事業の実施計画の手続き)

第43条 推進事業の事業実施計画の承認等の手続きは次によるものとする。

- (1) 推進事業の支援対象者(以下「推進事業支援対象者」という。)は、要綱第3の1の(7)により推進事業に係る果樹経営支援対策推進実施計画(以下「推進事業実施計画」という。)を参考様式4号により作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2)～(6) (略)

第44条～第45条 (略)

(補助金の交付の申請)

第46条 要綱第3の1の(8)の*ア*の(7)及び(イ)の補助金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

(1)～(5) (略)

新

第47条～第50条 (略)

(産地協議会による事前確認)

第51条 第42条第3号の産地協議会による事前確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業の実施を希望する者が要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援対象者の要件を満たしていること。なお、支援対象者における担い手の確認に当たっては、第33条の規定に留意するものとする。
- (2)～(3) (略)

(産地協議会による事後確認)

第52条 第49条第3号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業実施計画に掲げる果樹園において整備事業が適正に実施されたこと。
- (2) 定額(要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の補助率の欄の定額をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、改植又は廃園が実施された面積、定率(要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、実施された整備事業の事業量を確認する。
- (3)～(4) (略)

(4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第53条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間(補植改植にあつては植栽後4年間)に少なくとも1回及び第109条の規定に留意して整備事業実施から8年後(補植改植にあつては植栽後8年後)に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第35条第1号により実施された内容、改植、高接、廃園、特認植栽及び新植による転換等の態様が維持されていることを確認し、本会に報告するものとする。

2 (略)

第54条～第56条 (略)

(補助金の額)

第57条 要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の定額により補助する場合における支援対象者の補助金の額は、原則として、第52条第2号により確認された果樹園の面積(㎡単位とし、㎡未満は切り捨てる。)ごとに、中央協会が実施細則に定めた助成単価を乗じて得た額を合計した額とする。

第58条 (略)

(推進事務費)

第59条 推進事務費(要綱Ⅱの第1の3の(4)の推進事務費をいう。以下同じ。)の使途の基準等については、中央協会が実施細則で定めるものとし、交付対象者は本会及び産地協議会のほか、実施細則で定めるものとする。

2 (略)

(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

第60条 本会は、産地協議会の事業計画ごとに、要綱Ⅱの第1の11の(1)の規定により政策の重要度に応じて中央協会が定める政策の重要度の指標に係るポイントについて審査するものとする。

2 (略)

旧

第47条～第50条 (略)

(産地協議会による事前確認)

第51条 第42条第3号の産地協議会による事前確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業の実施を希望する者が要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者の要件を満たしていること。なお、支援対象者における担い手の確認に当たっては、第33条の規定に留意するものとする。
- (2)～(3) (略)

(産地協議会による事後確認)

第52条 第49条第3号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業実施計画に掲げる果樹園において整備事業が適正に実施されたこと。
- (2) 定額(要領第2の1の(1)のイの表の補助率の欄の定額をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、改植又は廃園が実施された面積、定率(要領第2の1の(1)のイの表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、実施された整備事業の事業量を確認する。
- (3)～(4) (略)

(4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第53条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間(補植改植にあつては植栽後4年間)に少なくとも1回及び第104条の規定に留意して整備事業実施から8年後(補植改植にあつては植栽後8年後)に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第35条第1号により実施された内容、改植、高接、廃園、特認植栽及び新植による転換等の態様が維持されていることを確認し、本会に報告するものとする。

2 (略)

第54条～第56条 (略)

(補助金の額)

第57条 要領第2の1の(1)のイの表の定額により補助する場合における支援対象者の補助金の額は、原則として、第52条第2号により確認された果樹園の面積(㎡単位とし、㎡未満は切り捨てる。)ごとに、中央協会が実施細則に定めた助成単価を乗じて得た額を合計した額とする。

第58条 (略)

(推進事務費)

第59条 推進事務費(要領第2の1の(1)のエの推進事務費をいう。以下同じ。)の使途の基準等については、中央協会が実施細則で定めるものとし、交付対象者は本会及び産地協議会のほか、実施細則で定めるものとする。

2 (略)

(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

第60条 本会は、産地協議会の事業計画ごとに、要領第2の1の(7)のアの規定により政策の重要度に応じて中央協会が定める政策の重要度の指標に係るポイントについて審査するものとする。

2 (略)

新

3 本会は、省力樹形の導入を加速する観点から中央協会が実施細則に定める省力樹形への改植を内容とする整備事業実施計画及び農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から農地中間管理機構等が支援対象者となっている整備事業実施計画を優先的に配分するものとする。

(果樹収穫共済及び収入保険等への加入等による果樹経営の安定化)
第61条 事業実施者が本事業を実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等にかんがみ、果樹収穫共済及び収入保険、その他の農業関係保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。

第62条～第63条 (略)

(事業内容等)
第64条 果樹未収益期間支援事業(以下第3節において「本事業」という。)は、競争力の高い産地の育成を強化するため、支援対象者(要綱Ⅱの第2の1の(1)から(5)までに定められた支援対象者をいう。以下同じ。)に対し、第2節の果樹経営支援対策事業又は要綱Ⅱの第2の1の(4)又は(5)の取組により改植(補植改植を除く。)、特認植栽又は新植(以下第3節において「改植等」という。)が実施された後、要綱Ⅱの第2の2の果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。
2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(支援対象となる取組)
第65条 要綱Ⅱの第2の1の(1)の「事業実施主体が定める果樹の改植の取組」として本会が定める改植の取組は、果樹経営支援対策事業による改植等(実施細則で定める果樹への改植等に限る。)であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上であることとする。ただし、果樹未収益期間を短縮することをもって生産性の向上が期待されると認められる技術を導入する改植等の取組は支援の対象としない。

(支援対象者の承認等)
第66条 この事業の支援を受けようとする者は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、要綱Ⅱの第2の1の(3)の支援対象者を除き、第42条の手続きと一体的に行うものとする。なお、要綱Ⅱの第2の1の(3)の支援対象者の場合にあつては、農地中間管理機構を通じて行う者とする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、改植等を行う者が本手続きを第42条の手続きと取りまとめて行うものとする。

(補助金の交付の申請)
第67条 要綱Ⅱの第2の7の補助金交付の申請の手続きは、第46条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要綱Ⅱの第2の1の(3)の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第66条に準じて行うものとする。

(支援対象者の確定報告及び補助金の交付)
第68条 支援対象者の確定報告及び補助金の交付の手続きは、第49条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要綱Ⅱの第2の1の(3)の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第66条に準じて行うものとし、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証する書面を提出するものとする。

旧

3 本会から、農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から農地中間管理機構又は同機構から所有権又は貸借権を取得した担い手による取組が含まれる産地協議会の事業計画を優先的に採択するものとする。

(果樹収穫共済及び収入保険等への加入等による果樹経営の安定化)
第61条 要領第2の1の(6)の規定により事業実施者が本事業を実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等にかんがみ、果樹収穫共済及び収入保険、その他の農業関係保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。

第62条～第63条 (略)

(事業内容等)
第64条 果樹未収益期間支援事業(以下第3節において「本事業」という。)は、競争力の高い産地の育成を強化するため、支援対象者(要領第2の2の(1)のイの支援対象者をいう。以下同じ。)に対し、第2節の果樹経営支援対策事業により改植(補植改植を除く。)、特認植栽又は新植(以下第3節において「改植等」という。)が実施された後、要領第2の2の(1)のイの果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(支援対象となる取組)
第65条 要領第2の2の(1)のイの(ア)の「事業実施主体が定める果樹の改植の取組」として本会が定める改植の取組は、果樹経営支援対策事業による改植等(実施細則で定める果樹への改植等に限る。)であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上であること。ただし、果樹未収益期間を短縮することをもって生産性の向上が期待されると認められる技術を導入する改植等の取組は支援の対象としない。

(支援対象者の承認等)
第66条 この事業の支援を受けようとする者は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、要領第2の2の(1)のイの(ウ)の支援対象者を除き、第42条の手続きと一体的に行うものとする。なお、要領第2の2の(1)のイの(ウ)の支援対象者の場合にあつては、農地中間管理機構を通じて行う者とする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、改植等を行う者が本手続きを第42条の手続きと取りまとめて行うものとする。

(補助金の交付の申請)
第67条 要綱第3の2の(6)の補助金交付の申請の手続きは、第46条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要領第2の2の(1)のイの(ウ)の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第66条に準じて行うものとする。

(支援対象者の確定報告及び補助金の交付)
第68条 支援対象者の確定報告及び補助金の交付の手続きは、第49条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要領第2の2の(1)のイの(ウ)の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第66条に準じて行うものとし、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証する書面を提出するものとする。

新

(補助金の額等)

第69条 支援対象者ごとの補助金の額は、第65条の(1)の改植等の園地ごとの面積に、中央協会が実施細則に定める助成単価及び要綱Ⅱの第2の2の支援対象期間の4年間を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括交付するものとする。

ただし、次に掲げる場合にあつては、4年間から当該年数を減じた年数を支援対象期間とする。

(1) 省力樹形への改植等にあつては、中央協会が産地協議会からの申請を受け、果樹未収益期間に相当しないと認めた年数

(2) 要綱Ⅱの第2の2のただし書きの場合にあつては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数（1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。）

第70条～第72条 (略)

(事業実施計画の承認)

第73条 本会は、要綱Ⅱの第3の8により果樹生産性向上モデル確立事業実施計画の承認を行うときは、あらかじめ知事と協議を了した上で、中央協会にも協議するものとする。

(補助金の交付及び額等)

第74条 本会は、要綱Ⅱの第3の14の(1)の補助金の交付申請があつた場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金は定額とする。ただし、農業機械・施設のリースに係る補助率は1/2以内とする。

3 本会は、要綱Ⅱの第3の14の(3)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があつた場合には、その内容を審査して中央協会に提出するものとし、中央協会から補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の額を確定し、果樹モデル地区協議会に補助金を交付するものとする。

(事業実施状況の報告等)

第75条 本会は、要綱Ⅱの第3の16の事業実施状況の報告があつた場合には、要綱Ⅱの第3の16の(1)のイに定めるところにより、当該年度の9月末日までに報告書を作成し中央協会に提出するとともに、成果目標の達成が見込まれないと判断した果樹モデル地区協議会に対し、都道府県と協力して必要な措置を講ずるなどを行うものとする。

(事業の評価)

第76条 本会は、要綱Ⅱの第3の17の事業評価について報告があつた場合には、要綱Ⅱの第3の17の(2)及び(3)に定めるところにより、その内容の点検評価、果樹モデル地区協議会に対する適切な指導等を行うとともに、その結果等を当該年度の9月末日までに中央協会に報告するほか、必要な場合には、当該果樹モデル地区協議会に対し、継続的な助言・指導、その他適切な措置を講じるものとする。

第5節 優良苗木生産推進事業

(事業の内容)

第77条 優良苗木生産推進事業は、省力樹形の導入等に必要となる優良苗木の生産・供給体制の構築及び苗木生産に必要となる育苗ほの設置等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

3 前項の事業の取組主体は、要綱Ⅲの第1の3に定められた要件を満たす苗木生産コンソーシアムとする。

旧

(補助金の額等)

第69条 支援対象者ごとの補助金の額は、第65条の(1)の改植等の園地ごとの面積に、中央協会が実施細則に定める助成単価及び要領第2の2の(1)のイの支援対象期間の4年間（要領第2の2の(1)のイのただし書きの場合にあつては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数（1年に満たない日数については、これを切り捨てて得た年数）を減じた年数。）を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括交付するものとする。

第70条～第72条 (略)

(事業実施計画の承認)

第73条 本会は、要綱第3の3の(7)により果樹生産性向上モデル確立事業実施計画の承認を行うときは、あらかじめ知事と協議を了した上で、中央協会にも協議するものとする。

(補助金の交付及び額等)

第74条 本会は、要綱第3の3の(9)のアの補助金の交付申請があつた場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金は定額とする。ただし、農業機械・施設のリースに係る補助率は1/2以内とし、実証のために行う改植等の補助率は第2節の事業に準じるものとする。

3 本会は、要綱第3の3の(9)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があつた場合には、その内容を審査して中央協会に提出するものとし、中央協会から補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の額を確定し、果樹モデル地区協議会に補助金を交付するものとする。

(事業実施状況の報告等)

第75条 本会は、要綱第3の3の(10)の事業実施状況の報告があつた場合には、要領第2の3の(12)のイに定めるところにより、当該年度の9月末日までに報告書を作成し中央協会に提出するとともに、成果目標の達成が見込まれないと判断した果樹モデル地区協議会に対し、都道府県と協力して必要な措置を講ずるなどを行うものとする。

(事業の評価)

第76条 本会は、要綱第3の3の(11)の事業評価について報告があつた場合には、要領第2の3の(13)のイ及びウに定めるところにより、その内容の点検評価、果樹モデル地区協議会に対する適切な指導等を行うとともに、その結果等を当該年度の9月末日までに中央協会に報告するほか、必要な場合には、当該果樹モデル地区協議会に対し、継続的な助言・指導、その他適切な措置を講じるものとする。

(新規)

新

(事業実施計画承認)

第78条 本会は、要綱Ⅲの第1の8の(2)により優良苗木育苗生産推進事業実施計画の承認を行おうとするときは、あらかじめ知事との協議を了した上で、中央協会に協議するものとする。

(補助金の交付及び額等)

第79条 本会は、要綱Ⅲの第1の12の(1)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は1/2以内とする。

3 本会は、要綱Ⅲの第1の13の(1)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、その内容を審査して中央協会に提出するものとし、中央協会から補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の額を確定し、苗木生産コンソーシアムに補助金を交付するものとする。

(事業実施状況の報告等)

第80条 本会は、要綱Ⅲの第1の14の(1)の事業実施状況の報告があった場合には、要綱Ⅲの第1の14の(2)に定めるところにより、当該年度の9月末日までに報告書を作成し中央協会に提出するとともに、成果目標の達成が見込まれないと判断した苗木生産コンソーシアムに対し、山形県と協力して必要な措置を講ずるなど行うものとする。

(事業の評価)

第81条 本会は、要綱Ⅲの第1の15の事業の評価について報告があった場合には、要綱Ⅲの第1の15の(2)及び(3)に定めるところにより、その内容の点検評価、苗木生産コンソーシアムに対する適切な指導等を行うとともに、その結果等を当該年度の9月末日までに中央協会に報告するほか、必要な場合には、当該苗木生産コンソーシアムに対し、継続的な助言・指導、その他適切な措置を講じるものとする。

第6節 緊急需給調整特別対策事業

(事業の内容)

第82条 緊急需給調整特別対策事業は、要綱Ⅰの第1の3の計画的生産出荷への取組を的確に実施した上で、一時的な出荷の集中により、なお価格が低下した場合又は価格の低下が確実と見込まれる場合に、生食用果実を加工原料用に仕向ける指定果実出荷事業者に対して補給金を交付する事業とする。

第83条 (略)

(対象指定果実出荷事業者)

第84条 この事業の対象となる指定果実出荷事業者は、要綱Ⅰの第1の2の(3)により県果協から県生産出荷目標の通知を受けている指定果実出荷事業者とする。

第85条～第87条 (略)

(緊急需給調整の実行)

第88条 指定果実出荷事業者は、前条第2項の通知により事業を実行する場合は、第86条第1号の産地事業実施計画において選定した選果場と加工工場との間で数量についての取り決め（以下「数量契約」という。）を行うものとする。

旧

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

第5節 緊急需給調整特別対策事業

(事業の内容)

第77条 緊急需給調整特別対策事業は、要綱第2の3の計画的生産出荷への取組を的確に実施した上で、一時的な出荷の集中により、なお価格が低下した場合又は価格の低下が確実と見込まれる場合に、生食用果実を加工原料用に仕向ける指定果実出荷事業者に対して補給金を交付する事業とする。

第78条 (略)

(対象指定果実出荷事業者)

第79条 この事業の対象となる指定果実出荷事業者は、要綱第2の2の(3)により県果協から県生産出荷目標の通知を受けている指定果実出荷事業者とする。

第80条～第82条 (略)

(緊急需給調整の実行)

第83条 指定果実出荷事業者は、前条第2項の通知により事業を実行する場合は、第81条第1号の産地事業実施計画において選定した選果場と加工工場との間で数量についての取り決め（以下「数量契約」という。）を行うものとする。

新

(緊急需給調整資金の造成)

第89条 本会は、補給金の交付に充てるため、指定果実出荷事業者から負担金を納付させ、山形県からの補助金とあわせてあらかじめ緊急需給調整資金を造成するものとする。

2 前項の緊急需給調整資金の額は、別表6により算出された額とする。

3 本会は、要綱本体第2の2の(1)に定める本事業の対象期間又はその以降において、本資金を解消し、負担金の納付者及び補助金の交付者への返納等資金の整理を行うことができる。

第90条～第95条 (略)

(事業要件)

第96条 本事業による支援を受けるためには、以下に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 総出荷量が要綱Ⅰの第1の2の(6)の適正出荷量の範囲内であること
- (2) 生食用出荷量が要綱Ⅰの第1の2の(6)の生食用の適正出荷量の範囲内であること。
- (3) 指定果実出荷事業者が要綱Ⅰの第1の3の(1)のアの規定に基づき生産出荷計画を作成し、協会の承認を受けていること。
- (4) 要綱Ⅰの第1の2の(6)のウの(イ)の特定時期の出荷量が特別出荷調整目標数量の範囲内であること。
- (5) 指定果実出荷事業者が要綱Ⅰの第1の2の(6)のウの(ウ)の特別摘果に取り組むべき面積を定めた場合、これを実施していること。

第7節 果汁特別調整保管等対策事業

(事業の内容等)

第97条 果汁特別調整保管等対策事業は、指定果実について要綱Ⅰの第1の4の(2)のアの(イ)により指針が策定された場合に、又は指定果実その他の果実について災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う事業とする。

2 前項の調整保管に係る事業の実施者は、指定果実その他の果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行することが可能であると生産局長が認めた果実加工業者とし、中央協会は要綱Ⅰの第2の3の(3)のウにより果汁特別調整保管等対策事業実施計画を生産局長に協議する際に、併せて、事業の実施者として適当か否かについて生産局長に協議するものとする。

3 (略)

第8節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

第98条～第99条 (略)

第9節 果実加工需要対応産地強化事業

第1款 国産果実競争力強化事業

(事業の内容等)

第100条 (略)

(補助金の交付及び額等)

第101条 本会は、要綱Ⅳの第1の2の(4)のア及びイの補助金の交付の申請と第25条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要綱Ⅳの第1の2の(4)のエ及び中央協会が実施細則で定めるとおりとする。

3 本会は、要綱Ⅳの第1の2の(5)のアにより、事業実績報告書兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

旧

(緊急需給調整資金の造成)

第84条 本会は、補給金の交付に充てるため、指定果実出荷事業者から負担金を納付させ、山形県からの補助金とあわせてあらかじめ緊急需給調整資金を造成するものとする。

2 前項の緊急需給調整資金の額は、別表5により算出された額とする。

3 本会は、この事業の業務対象年間の終了をもって、又は、対象期間の期中において、本資金を解消し、負担金の納付者及び補助金の交付者への返納等資金の整理を行うことができる。

第85条～第90条 (略)

(事業要件)

第91条 本事業による支援を受けるためには、以下に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 総出荷量が要綱第2の2の(4)の適正出荷量の範囲内であること
- (2) 生食用出荷量が要綱第2の2の(4)の生食用の適正出荷量の範囲内であること。
- (3) 指定果実出荷事業者が要綱第2の3の(1)のアの規定に基づき生産出荷計画を作成し、協会の承認を受けていること。
- (4) 要領第1の1の(6)のウの(イ)の特定時期の出荷量が特別出荷調整目標数量の範囲内であること。
- (5) 指定果実出荷事業者が要領第1の1の(6)のウの(ウ)の特別摘果に取り組むべき面積を定めた場合、これを実施していること。

第6節 果汁特別調整保管等対策事業

(事業の内容等)

第92条 果汁特別調整保管等対策事業は、指定果実について要綱第2の4の(2)のイにより指針が策定された場合に、又は指定果実その他の果実について災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う事業とする。

2 前項の調整保管に係る事業の実施者は、指定果実その他の果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行することが可能であると生産局長が認めた果実加工業者とし、中央協会は要綱第2の6の(3)のウの(ウ)のcにより果汁特別調整保管等対策事業実施計画を生産局長に協議する際に、併せて、事業の実施者として適当か否かについて生産局長に協議するものとする。

3 (略)

第7節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

第93条～第94条 (略)

第8節 果実加工需要対応産地強化事業

第1款 国産果実競争力強化事業

(事業の内容等)

第95条 (略)

(補助金の交付及び額等)

第96条 本会は、要綱第4の1の(3)のエの(ア)及び(イ)の補助金の交付の申請と第25条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要領第3の2の(2)のイ及び中央協会が実施細則で定めるとおりとする。

3 本会は、要綱第4の1の(3)のオの(ア)により、事業実績報告書兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

新

第2款 加工原料安定供給連携体制構築事業
(事業の内容等)

第102条 加工原料安定供給連携体制構築事業は、加工用果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するために契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工原料用果実の選別及び出荷体制の構築、作柄安定技術の導入並びに産地における加工用果実の安定供給に向けた省力化技術の実証に要する経費を交付する事業とする。

2 (略)

(補助金の交付及び額等)

第103条 本会は、要綱Ⅳの第1の3の(6)のアの(ア)の補助金の交付の申請と第25条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要綱Ⅳの第1の3の(6)のイの表の補助率の欄の指定法人が生産局長と協議して定める額については、中央協会が実施細則に定めるものとする。

3 本会は、要綱Ⅳの第1の3の(7)のアにより、事業実績報告書兼補助金支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第10節 果実輸送技術実証支援事業

(事業の内容等)

第104条 果実輸送技術実証支援事業は、以下に掲げる事業とする。

(1) 果実輸出効率化支援事業

国産果実を船便により低コストで安定的に海外の消費者に供給するために、リーファーコンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流体制の構築に係る検討及び実証を行う事業とする。

(2) (略)

2 前項の事業の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と連携して取り組む物流事業者、輸出事業者、資機材製造業者等及び生産者、生産出荷団体、物流事業者、資機材製造業者等で構成する協議会とするものとする。なお、グローバル産地計画の承認を受けたものについては優先採択を行う。

(補助金の交付及び額等)

第105条 本会は、要綱Ⅳの第2の4の(1)のアの補助金の交付の申請と第25条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要綱Ⅳの第2の4の(2)の表の補助率の欄に定める補助率とする。

3 本会は、要綱Ⅳの第2の5の(1)により、事業実績報告書兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

(都道府県推進事務費)

第106条 本会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第3条第1項第1号から第3号(ただし、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果樹生産性向上モデル確立推進事業及び優良苗木生産推進事業を除く。)までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。

旧

第2款 加工原料安定供給連携体制構築事業
(事業の内容等)

第97条 加工原料安定供給連携体制構築事業は、加工用果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するために契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工用果実の選別及び出荷体制の構築並びに作柄安定技術の導入に要する経費を交付する事業とする。

2 (略)

(補助金の交付及び額等)

第98条 本会は、要綱第4の1の(4)のエの(ア)の補助金の交付の申請と第25条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要領第3の1の(3)のウの(ア)の表の補助率の欄の指定法人が生産局長と協議して定める額については、中央協会が実施細則に定めるものとする。

3 本会は、要綱第4の1の(4)のオの(ア)により、事業実績報告書兼支払い請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第9節 果実輸出支援強化事業

(事業の内容等)

第99条 果実輸出支援強化事業は、以下に掲げる事業とする。

(1) 果実効率化支援事業

国産果実を船便により低コストで安定的に海外の消費者に供給するために、リーファーコンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流体制の構築に係る検討及び実証を行う事業とする。

(2) (略)

2 前項の事業の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と連携して取り組む物流事業者、資機材製造業者等及び生産者、生産出荷団体、物流事業者、資機材製造業者等で構成する協議会とするものとする。

(補助金の交付及び額等)

第100条 本会は、要綱第4の2の(5)のアの補助金の交付の申請と第25条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要領第3の2のイの(ア)の表の補助率の欄に定める補助率とする。

3 本会は、要綱第4の2の(5)のアにより、事業実績報告書兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

(都道府県推進事務費)

第101条 本会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第3条第1項第1号から第3号(ただし、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び果樹生産性向上モデル確立推進事業を除く。)までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。

新

第107条～第114条 (略)

(各種施策との連携)

第115条 担い手の不足高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び果樹生産性向上モデル確立推進事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業の実施に当たっては事業実施者（本会を除く。）は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。

附 則

1 この業務方法書の変更は、平成31年4月1日から施行する。

2 要綱第2の2の(4)の規定に基づき、生産局長が定めた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成31年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成31年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

旧

第102条～第109条 (略)

(各種施策との連携)

第110条 担い手の不足高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び果樹生産性向上モデル確立推進事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸出支援強化事業の実施に当たっては事業実施者（本会を除く。）は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。

(新 規)

新

別表1 (略)

別表2 (果樹経営支援対策事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 整備事業 (1) 優良品目・品種への転換 ア 改植	<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 補助率</p> <p>a 主要果樹への改植 定額 17万円/10アール</p> <p>b りんごのわい化栽培、なし、かき及びすもものジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培(ただし、加工用に仕向けられたものに限る。)への改植(aに関わらず) <u>(省力樹形の導入に該当する場合を除く)</u> 定額 33万円/10アール</p> <p>c <u>省力樹形の導入又は a、b のいずれの場合にも該当しない改植</u> 定率 2分の1以内</p> <p>注：主要果樹とは、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びイチジクをいう。</p> <p>d～f (略)</p> <p>(ウ)～(コ) (略)</p> <p><u>(サ) 担い手が自己育成した大苗を用いる改植にあつては、(ア)に関わらず苗木代に要した経費について補助対象としない。また、補助率については、(イ)に関わらず2分の1以内とする。</u> <u>なお、改植に用いる自己育成した大苗は、以下の要件をすべて満たす場合とする。</u></p> <p>① <u>担い手が自己育成を行う苗木の購入前に品目・品種、入手方法を記載した自己育成大苗改植計画を作成し、産地協議会の承認を受けていること。</u></p> <p>② <u>担い手は、苗木の育成期間中、自己育成大苗計画に沿って苗木を育成していることを毎年1回産地協議会に報告し、産地協議会により確認されていること。</u></p> <p>③ <u>育成期間は、5年以内であること。</u></p>
イ 高接	(略)
(2)～(5)	(略)
2 推進事業	(略)
3 推進事務費	(略)

旧

別表1 (略)

別表2 (果樹経営支援対策事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 整備事業 (1) 優良品目・品種への転換 ア 改植	<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 補助率</p> <p>a 主要果樹への改植 定額 17万円/10アール</p> <p>b りんごのわい化栽培、なし、かき及びすもものジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培(ただし、加工用に仕向けられたものに限る。)への改植(aに関わらず) 定額 33万円/10アール</p> <p>c a、b のいずれの場合にも該当しない改植 定率 2分の1以内</p> <p>注：主要果樹とは、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びイチジクをいう。</p> <p>d～f (略)</p> <p>(ウ)～(コ) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>
イ 高接	(略)
(2)～(5)	(略)
2 推進事業	(略)
3 推進事務費	(略)

新

別表3 (果樹未収益期間支援事業関係)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	<u>要綱Ⅱの第2の2</u> の果樹未収益期間において、果樹の育成に要する経費
2 補助対象果樹等	業務方法書第65条第1号の実施細則で定める果樹については、次のものを除く。果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号)第2条に定める果樹、アボガド、アンズ、イチジク、ギンナン、クルミ、サンショウ、ネクタリン、プルーン、オリーブ、パパイヤ、マンゴー、やまぶどう、ライチ、ハスカップ及び中央協会が本事業の対象となることを承認した果樹とし、別表2の1の(5)のウの(ア)の⑤の品種を除く。 補助対象に加えない果樹がある場合には、支援対象者の申告を行う前に、本会が生産出荷団体からの申請に基づき、当該都道府県庁との協議を経て中央協会に申請することとし、妥当と認められるものについて対象とすることができるものとする。なお、申請に当たっては、当該果樹の改植後の経営収支等の推移に係る資料を付して行うものとする。
3 助成単価等	(略)
<u>4 支援対象期間</u>	<u>4年間</u> ただし、業務方法書第65条のただし書きに掲げる他、別表2の1の(1)の(ア)の(イ)に定める自己育成した大苗を用いる改植にあつては、中央協会が産地協議会からの申請を受け、未収益期間に相当しないと認められた年数を4年間から減じた年数とする。

別表4 (果樹生産性向上モデル確立推進事業)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	<u>要綱Ⅱの領第3の11の表</u> に掲げる経費
2 補助率	定額 ただし、農業機械・施設リース費については <u>2分の1以内とする。</u>
3 1地区当たり事業費	(略)

別表5 (優良苗木生産推進事業)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
<u>1 補助対象となる経費</u>	<u>要綱Ⅲの第1の11の表</u> に掲げる経費
<u>2 補助率</u>	<u>2分の1以内</u>

旧

別表3 (果樹未収益期間支援事業関係)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	要領第2の2の(1)のイの果樹未収益期間において、果樹の育成に要する経費
2 補助対象果樹等	業務方法書第65条第1号の実施細則で定める果樹については、次のものを除く。果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号)第2条に定める果樹、アボガド、アンズ、イチジク、ギンナン、クルミ、サンショウ、ネクタリン、プルーン、オリーブ、パパイヤ、マンゴー、やまぶどう、ライチ及び中央協会が本事業の対象となることを承認した果樹とし、別表2の1の(5)のウの(ア)の⑤の品種を除く。 補助対象に加えない果樹がある場合には、支援対象者の申告を行う前に、本会が生産出荷団体からの申請に基づき、当該都道府県庁との協議を経て中央協会に申請することとし、妥当と認められるものについて対象とすることができるものとする。なお、申請に当たっては、当該果樹の改植後の経営収支等の推移に係る資料を付して行うものとする。
3 助成単価等	(略)
<u>(新規)</u>	

別表4 (果樹生産性向上モデル確立推進事業)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	<u>要領第2の3の(9)の別表1</u> に掲げる経費
2 補助率	定額 ただし、農業機械・施設リース費については <u>1/2以内とし、実証等のために行う改植等の経費については別表2に準ずる。</u>
3 1地区当たり事業費	(略)

(新規)

新

別表 6 (緊急需給調整特別対策事業関係)

項 目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象となる経費	(略)
2 緊急需給調整資金の額	(略)
3 中央協会業務方法書第87条の実施細則に定める単価及び指定果実出荷事業者に対する補給金の交付	中央協会業務方法書第87条の実施細則に定める補給金の単価は44円/kgである。指定果実出荷事業者に対する補給金は当該指定果実出荷事業者の緊急需給調整の実行数量を乗じて算出される額を限度とし定額を交付する。

別表 7 (略)

別表 8 (果実加工需要対応産地強化事業のうち国産果実競争力強化事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 国産果実競争力強化事業	(1)～(2) (略) (3) 事業実施者 業務方法書第95条第2項に定める事業実施者については、以下のとおりとする。 (1)のア～ウについては、国産かんきつ果汁製造業者等 (1)のエ及びオについては、全ての国産果樹の加工業者等

別表 9 (果実加工需要対応産地強化事業のうち加工原料安定供給連携体制構築事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 加工原料安定供給連携体制構築事業	(1) 補助対象経費 ア～ウ (略) エ <u>省力型栽培技術体系の導入の取組に要する経費</u> <u>省力型栽培技術体系等の導入実証に必要な検討会の開催、栽培実証データの取得・分析・マニュアル作成に要する経費等</u> (2) (略)

別表10 (果実輸送技術実証支援事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 <u>果実輸送技術実証支援事業</u>	(略)

旧

別表 5 (緊急需給調整特別対策事業関係)

項 目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象となる経費	(略)
2 緊急需給調整資金の額	(略)
3 中央協会業務方法書第80条の実施細則に定める単価及び指定果実出荷事業者に対する補給金の交付	中央協会業務方法書第80条の実施細則に定める補給金の単価は44円/kgである。指定果実出荷事業者に対する補給金は当該指定果実出荷事業者の緊急需給調整の実行数量を乗じて算出される額を限度とし定額を交付する。

別表 6 (略)

別表 7 (果実加工需要対応産地強化事業のうち国産果実競争力強化事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 国産果実競争力強化事業	(1)～(2) (略) (3) 事業実施者 業務方法書第90条第2項に定める事業実施者については、以下のとおりとする。 (1)のア～ウについては、国産かんきつ果汁製造業者等 (1)のエ及びオについては、全ての国産果樹の加工業者等

別表 8 (果実加工需要対応産地強化事業のうち加工原料安定供給連携体制構築事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 加工原料安定供給連携体制構築事業	(1) 補助対象経費 ア～ウ (略) <u>(新規)</u> (2) (略)

別表 9 (果実輸出支援強化事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 <u>果実輸出支援強化事業</u>	(略)